

成田市議会基本条例 検証結果

検証対象期間:平成27年4月～平成30年3月

成田市議会

議 会 基 本 条 例	実 施 状 況	課 題・今後の方策
第1章 総則		
(目的)		
第1条 この条例は、二代表制の下、合議機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会運営における規範的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。		
第2章 議会運営及び議員活動の原則		
(議会運営の原則)		
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。 (2) 議案の提出及び市長の提出する議案の修正の権限を有することを踏まえて、市長その他の執行機関の市政運営を常に監視すること。 (3) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、市民の多様な意見を基に政策の立案、提言及び提案の機能の向上に努めること。	委員会の傍聴手続きの簡素化や資料提供の改善など開かれた議会運営に努めるとともに、議会報告会や高校生との意見交換会、委員会による関係団体との意見交換会の開催など市民の多様な意見を聴取する機会を設けた。また、幾つかの議案に対しては附帯決議を行うなど市政運営の監視に努めた。	今後も本条の趣旨に即した議会運営に努める。また、市民の意見を政策に反映するための議論を深める。
(議員活動の原則)		
第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 政策の立案、提言及び提案並びに審議を通じて、議会の構成員としての役割を果たすこと。 (2) 行政への監視機能を強化する観点から調査及び研究を行い、行政を監視する責務を果たすこと。 (3) 条例の制定、改廃等の議案の提出の権限を積極的に行使すること。 (4) 多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して活動すること。 (5) 議会が合議機関であることを認識し、議員同士が積極的に議論し、結論を出す環境づくりをすること。	民意を反映する議会の構成員として、一般質問や委員会における議案質疑などは、多くの議員が活発に行っている。一方で条例の制定・改廃の事例はない。	今後も本条の趣旨に即した議員活動に努める。 条例等の議案の提出や議員間の議論など積極的に取り組む。
(会派)		
第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。	会派を結成し活動している。	—
第4条 会派は、政策の立案、提言及び提案に当たり、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	案件により会派代表者会議を開催し会派間の調整は図られるが、政策立案、提言・提案のための合意形成の動きは見られない。	政策提言・提案に向けた会派間の合意形成のための議論を深める。
第3章 市民と議会との関係		
(説明責任)		
第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に市民に提供することにより、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。	議会ホームページにおける議会情報の発信をはじめ、成田ケーブルテレビ、インターネット、スマートフォンでの本会議・委員会の映像配信など、積極的な情報提供に努めている。また、議会報告会を実施するほか、毎議会終了後には議会だよりを発行している。	議会報告会については、参加者の減少や固定化の傾向があり、多様な意見を把握するには不十分である。議会報告会のあり方については議論が必要である。
第5条 議会は、本会議のほか、全ての委員会を原則として公開するものとする。本会議及び委員会を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。	傍聴はもちろんのこと成田ケーブルテレビをはじめインターネット、スマートフォンでの映像配信など、全ての委員会を公開している。	引き続き取り組む。
(市民参加)		
第6条 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の意見を聴いて議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	参考人制度は活用しているが、公聴会については開催事例なし。	公聴会制度や参考人制度については活用の余地がある。
第6条 市民からの請願及び陳情については、原則として市民からの政策の提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	請願者及び陳情者（審査対象のみ）からの希望に基づき意見陳述の機会を設けている。	引き続き取り組む。

成田市議会基本条例 検証結果

検証対象期間:平成27年4月～平成30年3月

成田市議会

議 会 基 本 条 例	実 施 状 況	課 題・今後の方策
第6条 第3項 議会は、会期中であるか否かを問わず、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民の意見の把握に努めるものとする。	委員会等で関係団体との意見交換を実施している。また、議会報告会や市内の高校生との意見交換会を実施して市民の意見を伺っている。	今後も必要に応じて、関係団体等との意見交換を実施していく。
(議会報告会)		
第7条 第1項 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する諸課題について情報及び意見の交換を行うために、議会報告会を開催するものとする。	H 2 7 年度 （2会場／1 5 4名参加） H 2 8 年度 （4会場／6 2名参加） H 2 9 年度 （4会場／6 8名参加）	参加者は減少傾向にある。 内容や開催時期など、開催方法について継続的に検討・見直しが必要である。
第7条 第2項 前項の議会報告会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。	—	—
(広報広聴活動)		
第8条 第1項 議会は、市民の知る権利を保障し、市民の多様な意見を把握して合議体としての意思決定に反映させるため、広報広聴活動の充実に努めるものとする。	・議会報告会 ・高校生との意見交換会	市民から出された意見の取扱いについては検討が必要である。
第8条 第2項 議会は、議会広報を発行し、議会活動に係る情報を分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。	・紙面の改善（フルカラー、見やすいレイアウト等） ・各議員の採決態度一覧を掲載	他市の例も参考に引き続き分かりやすい広報紙作りに取り組む。
第8条 第3項 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。	・市議会ホームページの充実（H29～） ・アプリ「マチイロ」へ、議会だよりを掲載（H29～） ・議会中継をスマートフォンやタブレット端末でも視聴可能。（H28～）	議案資料のホームページへの掲載や他の広報手段（SNS等）などの検討が必要である。
第8条 第4項 議会は、市民の意向を把握し、議論を深めるため、必要に応じ市民アンケート、意見公募手続等を実施するものとする。	議員定数検討会において市民アンケートを実施した。	意見公募手続等については、今後必要に応じて検討する。
第8条 第5項 議会は、前各項に規定する活動を行うため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	設置済み。	広報広聴委員の委員数の検討が必要である。
第8条 第6項 前項の広報広聴委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。	—	—
第4章 議会と市長との関係		
(市長等との関係)		
第9条 第1項 議員は、議会審議において、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係の保持に努めなければならない。	質疑や一般質問等では緊張感を持ち活発な議論を行っている。	引き続き緊張関係の保持に努める。
第9条 第2項 議員は、本会議における市長等との質疑応答においては、広く市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	一般質問では9割以上の議員が一問一答方式で行っている。そのことにより、市民に分かりやすい質疑応答が行われている。	引き続き取り組む。
第9条 第3項 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して、反問することができる。	事例なし	—
第9条 第4項 議員は、法令、条例等で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任してはならない。	適切に運用されている。	引き続き取り組む。
(議決事件の拡大)		
第10条 第1項 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める場合は、その理由を明確にしなければならない。	基本条例制定後は改正の事例なし。	新たに定める必要が生じた場合は適切に対応する。
第10条 第2項 前項の議会の議決すべき事件は、成田市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年条例第13号）で定める。	—	—

成田市議会基本条例 検証結果

検証対象期間:平成27年4月～平成30年3月

成田市議会

議 会 基 本 条 例	実 施 状 況	課 題・今後の方策
(市長による政策等の形成過程の説明)		
第11条 第1項 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点、情報等を整理し、その政策等の水準、公平性及び透明性の向上のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (5) 基本計画における根拠又は位置付け (6) 政策等の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト	(4)を除き適切に運用されている。また、政策についての説明が不十分な時は、執行部へより丁寧な立案過程の説明を求めている。	(4)について必要に応じて説明を求めるよう検討する。論点及び争点を明確にするため、執行部に対して資料請求を積極的に行う。
第11条 第2項 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	執行部からの説明、報告を聴取した上で、必要に応じて、会派又は議員個人からの、提案、提言を行っており、その過程で、市の政策等の検証を行い、総合的な判断を行っている。また、執行後の評価については、執行状況や成果・課題を検証している。	執行後の評価の充実を図るため、委員会や決算特別委員会で検証する。
(予算及び決算の審議における政策説明資料の提出)		
第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の提出を行うよう求めるものとする。	予算・決算においては、事業別の資料のほか、より詳細な審査を行うため、各種資料の提出を求めている。	今後も充実した審査のため必要な資料の提出を求めている。
(適正な議会費の確保)		
第13条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。	必要な予算の要望は行っている。	今後も必要な予算の確保に努める。
第 5 章 議会の機能の強化		
(議員間の自由討議)		
第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるものとする。	一部の委員会で自由討議を実施した。	自由討議の活用が少なかったことを踏まえ、運営方法については検討が必要である。
(委員会)		
第15条 第1項 委員会は、市政の諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努め、所管する事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策の立案、提言及び提案に努めるものとする。	一部の委員会で各種関係団体との意見交換や、関係省庁・企業団体に対する要望活動を実施した。	政策の立案・提言についてはそれぞれの委員会の判断により取り組んでいく。
第15条 第2項 委員会は、委員会の審査に係る資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	傍聴者へは議員と同じ資料を提供（一部貸与）している。	市民を意識した分かりやすい議論に努める。
(議会事務局の体制整備)		
第16条 第1項 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。	議員から求められた行政情報については適宜提供している。	引き続き行政情報の収集にあたっては議会事務局を活用する。
第16条 第2項 議会は、政策の立案、提言及び提案等の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実強化を図るものとする。	議事調査を担当する事務局職員は増員しており、また法規事務を経験した職員も配置している。	議会事務局の調査・政策法務の機能強化のあるべき姿の議論を深める。
(議会図書室の活用)		
第17条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、その活用を図るものとする。	行政資料等を随時整理しているが、図書室の機能については大きな変更はない。	議会図書室の機能を充実させ、議員活動に資する議会図書室となるよう、そのあり方や活用方法についての検討が必要である。
(議員研修の充実)		
第18条 第1項 議会は、議員の政策の立案の能力を向上させるため、議員の研修の充実に努めるものとする。	会派もしくは議員個々に研修に参加している。	外部の研修も積極的に活用する。
第18条 第2項 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家を招いて研修会を開催するものとする。	議員団による専門家を招いた研修会を年2、3回開催している。	議員団以外の研修会の開催を検討する。

成田市議会基本条例 検証結果

検証対象期間:平成27年4月～平成30年3月

成田市議会

議 会 基 本 条 例	実 施 状 況	課 題・今後の方策
(専門的知見の活用)		
第19条 議会は、市政の諸課題に関する調査又は検討のため、必要があると認めるときは、専門的知見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	会派による活用の事例はあるが、議会として学識経験者に調査を依頼した案件はない。	必要と思われる案件があれば、専門的知見の活用を図る。運用方法の検討が必要である。
(政務活動費)		
第20条 議員は、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、成田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号。以下「政務活動費条例」という。）に定めるところにより政務活動費を適正に執行しなければならない。	項目別に按分率を定める取扱基準の見直しを平成29年に実施した。	今後も適正な執行に努める。
第20条 議員は、政務活動費の使途については、常に透明性を確保しなければならない。	取扱基準を見直したことにより、議員活動とその他の活動を区別することで、透明性の改善が図られた。	引き続き取り組む。
第20条 議長は、政務活動費の収支報告書を積極的に公表しなければならない。	政務活動費条例施行規則に則り、収支報告書と関連資料を公表している。	領収書のインターネット公開を平成30年度分から行う事としている。
(議会改革の継続)		
第21条 議会は、社会環境の変化及び新たに生じる市政の諸課題に適切かつ迅速に対応するため、議会運営に係る不断の評価及び改善に取り組まなければならない。	議会基本条例の運用について議会運営委員会で議論を行っている。	議会改革には継続的に取り組んでいく。
第6章 議員の政治倫理，身分及び待遇		
(議員の政治倫理)		
第22条 議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。	個々の議員が市民の代表であることを自覚し、規律ある行動に努めているが、今任期中に、議員が辞職に至る事態が発生した。	議員辞職という事態を重く受け止め、議員という立場・責務を改めて認識し、不正や品位を損なう行為は決して行わない。
(議員定数)		
第23条 議員定数は、成田市議会議員定数条例（平成14年条例第44号。以下「議員定数条例」という。）で定める。	—	—
第23条 議会は、議員定数条例の改正に当たっては、公聴会制度，参考人制度等を活用し、市民の意見，市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市の人口，面積，財政力等を勘案し、議員定数を定めなければならない。	議員定数については議員定数検討会を設置し、条例に定めた視点を考慮し検討を行った。その際、市民アンケート(対象1千人)を実施するとともに、市民団体(12団体17名)との懇談会を開催するなど、市民意見の聴取にも努めた。	改正を行う場合は、公聴会制度，参考人制度等も活用し，あらかじめその概要を広く市民に公開し，市民の意見を聴取する必要がある。
(議員報酬)		
第24条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号。以下「議員報酬等条例」という。）で定める。	—	—
第24条 議員報酬等条例の改正に係る議案を提出しようとする場合は、公聴会制度，参考人制度等を活用し，あらかじめその概要を広く市民に公開し，市民の意見を聴取して提出するものとする。	事例なし	—
第7章		
(最高規範性)		
第25条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の目的に反する議会に係る条例，規則等の制定又は改廃を行ってはならない。	委員会条例及び会議規則においては、基本条例の目的を逸脱することなく改正している。	議会に係る例規の改正においては、常に基本条例の目的に反することのないよう対応する。
(検証)		
第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。	条例制定後、最初の検証を平成30年に議会運営委員会が主体となり実施。	検証の結果によって措置を講ずる必要があると判断されれば適切に反映する。検証の頻度については検討を要する。